

様式第3号（第14条関係）別紙

平成24年度第1回幼児教育振興審議会会議録（詳細）

1. 日時 平成24年4月23日（月） 午後1時30分～2時10分
2. 場所 市役所3階 第5委員会室
3. 議題：平成25年度市川市立幼稚園保育料の見直しについて（答申）

その他

次回開催日時について

4. 出席者 計23名

会長 高尾公矢委員、副会長 鈴木みゆき委員

委員 稲葉健二委員、鈴木敬子委員、富田友美委員、田邊美代子委員、
田中明美委員、猪瀬ひろ委員、齊藤真由美委員、石神久美子委員、
荻野千奈委員 出席委員 11名

（欠席委員2名：大野委員、齊藤隆委員）

関係課等 鎌形こども部長、萩原こども部次長

事務局 下川教育次長、津吹教育総務部長、高坂教育総務部次長、
大野教育政策課長、伊藤就学支援課長

（所管課等） 水越教育政策課主幹、福田教育政策課主幹、木村教育政策課副主幹
飯島就学支援課主幹、佐山就学支援課副主幹、

【午後1時30分開会】

○大野課長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、平成24年度第1回市川市幼児教育振興審議会にご出席いただきましてありがとうございます。教育政策課の大野でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、齊藤隆委員と大野委員の2人の方がご欠席というご連絡をいただいております。あと荻野委員が多少遅られるというご連絡がございました。この会議につきましては11名の委員の方がご出席予定でございますので、市川市幼児教育振興審議会条例、第6条第2項により、委員の方の半数以上が出席されておりますので、審議会としては成立していることをご報告申し上げます。

なお、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして本審議会は公開とご了承いただいております。ただ今のところ、傍聴者はおりません。

会議に入ります前に、お手元の2つの資料がございますけれども、これは鈴木副会長の方からご提供いただいた資料でございますので、ご説明よろしいでしょうか。

○鈴木副会長

いつもお世話になっております。私は、子どもの生活リズムを調査研究しております。この「早寝・早起き・朝ごはん」全国協議会にも入っております。先月できたばかりの資料でございます。開けていただきますとミシン線が入っております。2つに分けられます。下が、やなせ先生がお書きになった絵本で、上がなぜ「早寝・早起き・朝ごはん」が必要なのかのチェックリストになっております。幼児教育の指導者用資料ですが保護者の方にも読んでいただけたらということ、シールとカレンダー・ぬり絵のセットがついております。今、増刷をかけておりますので、ご入用の場合は、事務局の方にお問い合わせいただければと思います。

○大野教育政策課長

どうもありがとうございました。それでは審議に入ります前に、この4月1日付で人事異動などがございましたので、簡単に事務局職員に自己紹介をさせていただければと思います。

○下川教育次長

こんにちは。この4月から教育総務部長から教育次長になりました下川でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

○津吹教育総務部長

教育総務部長を4月1日に拝命いたしました津吹と申します。4月までは、文化国際部の部長をやっておりまして、そちらの方でもいろいろお世話になった先生方がいらっしゃるのではないかと思います。16年ぶりに教育委員会に戻ってまいりまして、前回8年ほど社会教育、生涯学習の方でお世話になりました。残り3年は教育委員会で頑張りたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○高坂教育総務部次長

教育総務部次長の高坂でございます。去年に引き続き今年もどうかよろしくお願いいたします。

○伊藤就学支援課長

皆さんこんにちは。就学支援課長に就任いたしました伊藤三郎と申します。よろしくお願いいたします。3月までは、社会福祉協議会におりました。

委員の皆様はご存知だと思いますが、社会福祉協議会は民間の非営利団体であり、業務は地域福祉の仕事をしておりました。幼児教育振興審議会については前任者から聞いておりました、課題が多いようですので、委員の皆様方よろしく願いいたします。

○大野教育政策課長

改めまして、教育政策課長の大野でございます。私だけ3年目に入りました。また、今年もよろしくお願い申し上げます。

○鎌形こども部長

皆さんこんにちは。こども部長の鎌形です。またよろしくお願い申し上げます。今、国の方では「子ども・子育て新システム」ということで、実際にどのような方向になるのかは良くわかりませんが、幼児教育と保育が合体するような形で構想が立てられていますので、市の方でも今年度、どのような形で動いていくかでプロジェクトチームを作ってスタートをしていますが、また機会がありましたら、そのような報告をさせていただく設定をしたいと思います。また、ご協力よろしくお願い申し上げます。

○萩原こども部次長

こんにちは。この4月からこども部の次長になりました萩原と申します。以前は企画部の次長でした。4月から話を聞いていますと、大変難しい問題がたくさんあるということですので、ご意見を伺いながら進めたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○大野教育政策課長

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

○水越教育政策課主幹

教育政策課主幹水越と申します。この4月に保健体育課より異動いたしました。よろしくお願い申し上げます。

○佐山就学支援課副主幹

就学支援課佐山です。よろしくお願い申し上げます。

○飯島就学支援課主幹

就学支援課飯島です。4年目になります。よろしくお願い申し上げます。

○福田教育政策課主幹

教育政策課で審議会の担当をしております福田と申します。よろしくお願い致します。

○木村教育政策課副主幹

教育政策課木村と申します。よろしくお願い申し上げます。

○大野教育政策課長

ありがとうございました。それでは、会議に入ります前に資料の確認をさ

せていただきたいと思います。

本日お配りしております次第が1枚でございます。A4のもの1枚でございます。それから答申書(案)ということで、「平成25年度市川市立幼稚園保育料の見直しについて」という2枚綴りのものがございます。

その2種類でございます。お手元にあるとは思いますが、不足などがありましたらお願いいたします。なお、会議終了の時間でございますが、15時30分を目処にお願いしたいと思いますが、審議の流れによりましては、多少前後することもあるかと思いますが、その点、よろしく願い申し上げます。それでは、高尾会長よろしく願いいたします。

○高尾会長

皆さんこんにちは。これより「平成24年度第1回市川市幼児教育振興審議会」を開催させていただきます。昨年度の第4回審議会におきましては、それまでの審議内容を踏まえました「答申書素案」に沿ってご審議いただきましたけれども、本日は前回の審議内容を基に作成しました「答申書(案)」について審議を行うこととなります。

○伊藤就学支援課長

担当課となります就学支援課より、ご説明申し上げます。ただいま高尾会長より、お話がありましたように、「平成25年度市川市立幼稚園保育料の見直しについて」は平成23年度からの継続審議となっております。前回の審議会におきましては、「答申書素案」に基づきご審議いただき、概ね委員の皆様のご合意が得られたところでございます。

本日は、答申書の形式に添いました「答申書(案)」についての審議ということになります。

それでは、お手元の答申書(案)をご覧いただきたいと思います。一読させていただきます。

平成24年 月 日

市川市教育委員会
委員長 宇田川 進 様

市川市幼児教育振興審議会
会長 高尾 公 矢

答申書(案)

平成23年10月13日付市川第2011098-0026号で市川市幼児教育振興審議会へ諮問があった「平成25年度市川市立幼稚園保育料の見直しについて」当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり取りまとめたので、市川市幼児教育振興審議会条例第2条の規定に基づき答申します。

記

答 申

市川市立幼稚園の保育料については、引き上げることが妥当である。

ただし、平成25年度市川市立幼稚園保育料については、据え置くことが望ましい。

答申理由

1. 市川市立幼稚園の保育料については、引き上げることが妥当である。

保育料を引き上げる理由は以下の3点による。

- (1) 平成15年度から保育料が据え置かれていること。
- (2) 公立幼稚園が市内全域に設置されていないため一部の市民の利用の対象となっていることから相応の負担があってもよいこと。
- (3) 公私立幼稚園の保育料の差額を保護者への補助金だけで解消することは難しいこと。

市立幼稚園の保育料は、保育にかかる園児一人当たりの経費を基に決められるものであり、その経費の算定方法については、人件費並びに物件費の合計額に各係数等の数値を加減乗除して得た額とすることが過去の本審議会において承認されており、この算定方法に基づく保育料算定額については、前回答申した平成20年度からほぼ同額で推移してきている。

しかし、現在の保育料は、平成15年度に引き上げられてから8年間据え置かれていること、公立幼稚園が市内全域に設置されていないため一部の市民の利用の対象となっていること、公立幼稚園と私立幼稚園の保育料の差額を公費である保護者への補助金だけで埋めることは難しいことから、公立幼稚園の保育料を引き上げることが妥当である。

2. 平成25年度市川市立幼稚園保育料については、据え置くことが望ましい。

平成25年度の市立幼稚園保育料を据え置く理由は以下の2点による。

- (1) 保育料の改定を説明した後に園児の募集を行う必要があることから、保育料の引き上げの時期は、平成26年4月以降であること。
- (2) 保護者への十分な説明期間を設ける必要があること。

保育料の改定を説明した後に園児の募集を行う必要があることから、保育料の引き上げの時期は、平成26年4月以降が適当である。

なお、保護者への丁寧な説明と十分な期間を設ける必要があることから、平成27年4月からとすることが望ましい。

3. 保育料の改定額の算出は下記のことを参考に検討すること。

- (1) 保育料の改定額については、明確な根拠のある数字を提示すること。
- (2) 現時点の保育料の改定額は、月額2,000円程度の増額が適当と考えるが、今後の社会情勢を鑑み検討すること。

保育料の改定額の算定に関しては、今回の審議会において従来の算定方法に土地や建物等の減価償却額を加算して本来かかっている経費を算出した上で保育料の改定額を検討すべきであるという意見が出されたことから、その金額についても参考とした。

これらのことを踏まえ、保育料の改定額については、従来の算定方法に基づいて算出した平成22年度の園児一人当たりの月額の経費12,390円を根拠として現時点においては、2,000円程度の引き上げが妥当なものとする。

しかし、保育料の引き上げの時期が平成26年度以降、平成27年度からの引き上げが望ましいとしたことから、今後さまざまな社会情勢を勘案してその金額については、最終的に決定することが必要である。

答申書(案)は、以上でございますが、4ページに委員の皆様のお名前を記載させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○高尾会長

ありがとうございました。ただ今、説明いただきましたが、答申内容につきましてご意見はありますでしょうか。各委員さんから、ご意見をいただきたいと思います。なお、今回は、ほぼ最終の会議となりますので、できれば答申をしたいということで、そういつもりでお願いいたします。

それでは順番に、稲葉委員さんお願いします。

○稲葉委員

答申の内容的には、全く異論はありません。答申の文章にしても問題はないと思います。ただ、何点かお聞きしたい部分がありまして、まず1点目は今後の周知期間、どれだけ保護者への十分な説明期間を設け、どの位を想定で考えているのかということと、そのスケジュールですね、改定に向かい今後説明があり、一般的に動かしていくタイムスケジュールは、どういうふうに考えているのかという点をお聞きしたいことと、議会の方でもお話をさせていただいているんですが、今後使用料の改定が庁内的に議論されることは間違いのないと思うんですね。というのは、保育料が最初から25%マイナスで計算をされているというのが、本来である受益者負担が100%になった時には、また25%が本来は基本計算が変わってくるという時に、将来的にそういうことを想定した場合は、それを加味して幼教審に今後提示したり、審議、答申を受けるということに関しての、考え方だけお聞かせください。以上です。

○高尾会長

では、今の稲葉委員さんの3点ですね。周知期間、スケジュール、値上げについてということですが、事務局の方から説明をお願いできますか。

○伊藤就学支援課長

それでは、稲葉委員さんからのご質問にお答えしたいと思います。周知期間とスケジュールでございますが、答申を委員の皆様にご承諾いただければ、教育委員会への提出後のスケジュールでございますが、教育委員会といたしましては、平成27年4月の幼稚園保育料の値上げを目的に、定例教育委員会での答申の説明、市民ニーズを把握するためパブリックコメント、eモニター、保護者アンケートの実施、市の行政経営会議においての市の方針の決定、保育料の改定額と引き上げの時期についての保護者への説明ということで十分な期間を設けて進めてまいりたいと思います。

期間でございますが、約1年6ヶ月位を設けまして保護者の皆様にご説明を丁寧にしたいと思っております。また、今後、幼児教育振興審議会の中で委員の皆様に進捗状況を随時報告してまいりたいと思っております。

○大野教育政策課長

3点目のご質問の今後の市全体の見直しがかかった時についてでございますが、答申書の3ページの下の方にも書いてございますとおり、一応今の目安として2,000円程度ということになっておりますので、それは市全体の動きを見ながら、もしもっと乖離するようであれば、審議会に諮るのか、市の判断としてさせていただくのか、その時点で判断させていただいて進めていきたいと考えております。

○稲葉委員

今ので判りました。スケジュール的には、十分な時間を取っていただくことと、お願いしたいことは、やはり一般的にただ値上げを言うのではなくて、どういう根拠があってこれだけの金額がかかっていることをまず十分に説明していただいて、皆さん達が今1万円で保育していることに、これだけ税金が使われているということも良く理解していただいた上で、値上げという意味合いをきちんと説明していただく。そうしないとただ数字だけが上がってくるということが無いようお願いしたい。今、逆算したパブリックコメントとか期間的なことには必ず余裕を持って、精査されて、その段階で次のステップを踏むというくらい丁寧に行っていただければ私としては問題ないと思います。それと、使用料は先ほど言ったように、庁内的に議論されていく中で、25%の減額の理由が、例えば今後必要ないとなった場合には、この2千円の乖離はもう少し関わってくる部分も、当然考慮していただいて、その時は臨機応変に対応していただきたいというのを、要望いたします。

○高尾会長

では、順番にご意見があればお願いしたいと思います。

○鈴木敬子委員

先ほど、鎌形部長さんの方から、お話しがありましたように「子ども・子育て新システム」の動向によっては、この答申は何の意味も無いような、そんな形になりかねないような状況にありまして、この時点で世の中の情勢にフィットした形でこの答申が生きてくるといいなということだけを思っております。

○富田委員

私の方からは、特にありません。

○高尾会長

特に、先ほど稲葉委員さんからありましたように、周知期間とかスケジュール、値上げ幅とかについて問題はありますか。では、順番にお願いします。

○田邊委員

前回、お話ししましたとおり、期間をだいぶ持っていただけたことで、5歳の周知はできるような気がします。ただ、2千円上がるということが、根拠となる税金が使われているだけではなくて、質的なものがどの程度保護者に返せるものなのかというところも、きちんと私達で検討して話し合っていくことが大事だと思いますので、時間をかけてその辺の検討をしなくてはということがあります。

○田中委員

現実問題、今この状態で、この行政の状態で、あと何年同じ状態がこのまま続いて、公立幼稚園の子どもたちが、どんどん卒園していきまして24年25年26年27年、この状態の社会情勢の中で続いたとしたら、このことが実現されるということなんですけれども、26年に入った年少は27年になった時には、この話しによりますと保育料が値上げになるということだと思います。そうしますと、保護者としては、同じように通って、同じように生活させていただいて、同じような保育をしていただいて、来年はいくらいくら上がるよということが納得されない限り、そのところが問題になってくるのだと思います。期間をととても長く、いろいろなことをこれから多少の方に対して、ご説明していつてくれると思うんですけれども、そのところを納得して了解して、親子で2年間通わせるというところをしっかりと行政の方たちをお願いしたいと思います。

○荻野委員

公立保育園の第3子の無料化の際に、半年位の周知期間で市の方で無料化の廃止を行おうとされた経緯がありますので、必ず1年半位の余裕を持ってお願い致します。

○石神委員

私も、この検討は何回か続けてこられていたので、異論はございません。

○斉藤真由美委員

しばらくお休みさせていただいていたんですが、議事録などを拝見させていただきまして、今回のことには本当に何もございません。やはり周知期間の部分に関しましては、皆様と同じ意見なんですけど、結局聞いた聞いていないという話しになることが良くありますので、根強く何回か足しげく通っていただいて、保護者の皆さんに納得いただけるようお願いしたいと思えます。

○猪瀬委員

周知期間やその他については異論はございません。先ほど、田邊先生がおっしゃっていたように、上がるからには多分保護者の方達は、それなりの質

の高さというのも多少、求められてくると思いますので、時間をかけてそういうものに力を注いでいかれた方が、保護者の方達の満足感も大きいのではと感じています。

○鈴木みゆき副会長

私も、スケジュール等々については、行政の方のご努力をお願いしたいと思います。本当に、丁寧に丁寧に説明をお願いしたいと思っています。

もう一つは、田邊委員がおっしゃったように、質の向上ということで、例えば、公立と私立の幼稚園がやっている研修のようなものを充実させていけたらいいのではと思っています。

○高尾会長

それでは、意見もでましたけれども、周知期間を長く取るというのは重要なことで、それは了解するということですが、先ほどからでましたように、どういう形で保護者に徹底させていくかということが重要だということです。口コミで広がりますから、どうですか実際には。その時に田中委員の方からでましたように、納得させる説明が必要になってくるということですよね。具体的にどういう形で説明していくかが重要になります。値上げを喜ぶ人は、まずいませんから。なぜ、値上げするのか。

学生も多いですが、聞いていなかったというのが非常に多い訳で、周知期間をとっても、聞いていなかったと、今、学生を指導していて常にそれを感じる訳で、学生とは違いますけれども、そういうことに関しては、いろいろな機会を通じて説明しておく、あるいは文書で示すとか、でも見ていなかったということもありますよね。徹底させるのは大変だと思いますが、きめ細かい伝達の仕方が大切なのかなと思います。答申の内容を具体的に、何回か審議してきましたし、了解を得られたかなと思います。

その前に鎌形部長がおっしゃいましたように、子育て新システムが動き出すと仮にしますね、そうしますと先ほどのお話のとおりすべて無くなってしまいうのでしょうか。

○鎌形こども部長

先生達の方が良くご存知だと思んですが、今の予定だと27年度から本格実施になりますので、そうしますと保育料の算定をするようになりまして、国は基準を出すと思います。幼稚園・保育園も基準を出してくると思いますけれど、それに基づいて短時間の保育なのか、長時間の保育なのか、幼稚園なのかということで、料金設定がされてきてしまいますので、その辺は、今日の内容が違ってくる可能性もあるかなと思います。

○高尾会長

国の方針もかなり変化して不明確なところもありますが、それはともかく

として、現状の形で答申を出すということでご理解いただきたいと思います。

○大野教育政策課長

今のお話しですけれども、今年度1回目の審議会なんですけれども、答申をいただきましたらひと段落ということになります。できましたら次回は子ども子育ての途中経過みたいなものを、今よりももう少し見えるようにはなると思っていますので、入ってもいいのかなと考えております。

本日、答申をいただけるということですが、申し訳ございません教育長が公務のために不在でございますので、教育次長の方に答申をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○高尾会長

それでは、ご意見がないようですので、本答申書を本日この場で、教育委員会に提出したいと思います。よろしくお願いいたします。

○高尾会長より下川教育次長へ「答申書」提出

平成24年4月23日

市川市教育委員会
委員長 宇田川 進 様

市川市幼児教育振興審議会
会長 高尾 公 矢

答申書

平成23年10月13日付市川第2011098-0026号で市川市幼児教育振興審議会へ諮問があった「平成25年度市川市立幼稚園保育料の見直しについて」当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり取りまとめたので、市川市幼児教育振興審議会条例第2条の規定に基づき答申します。

記

答 申

市川市立幼稚園の保育料については、引き上げることが妥当である。

ただし、平成25年度市川市立幼稚園保育料については、据え置くことが望ましい。

○高尾会長

以上でございます。よろしくお願い致します。

○下川教育次長

どうもありがとうございました。この答申書の内容、それから今日いただきました委員様のご意見を真摯に受け止めまして対応してまいります。ありがとうございました。

○大野教育政策課長

どうもありがとうございました。それではここで今後のスケジュール等についてご説明しようとして計画しておりましたが、先ほど稲葉委員さんの方からのご質問で、ご説明は終わっておりますので、以上で終わらせていただきます。では、会長よろしくお願ひいたします。

○高尾会長

ありがとうございました。その他について事務局より説明をお願いいたします。

○大野教育政策課長

どうもありがとうございました。本日は1回目ということで、第2回目の開催予定なんですけれども、7月に入りまして梅雨明けの頃に計画をしてみたいと思っております。先ほどもありましたように「子ども・子育て」の途中経過の状況ですとか、施設を見てみたいというご意見があれば、幼稚園を見たいということも、よろしいのかなと考えております。

日程、議題につきましては、改めてご相談させていただきます。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○高尾会長

どうもありがとうございました。今日の審議会は、答申を出すということが狙いだっただけですので、内容にご異議がなければ、これで終了になります。これをもちまして、平成24年度第1回幼児教育振興審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

14時10分終了

平成24年5月29日

署名委員

会長

高尾公矢